

男性の育児休業取得促進等に関する検討項目

1. 男性の育児休業取得促進策について

○ 検討の目的

- ・女性の雇用継続等の観点から、男性が家事・育児を行うことを促進するため、男性の育児休業取得促進策について検討することについてどう考えるか。

(1) 子の出生直後の休業の取得を促進する枠組み

○ 制度の必要性

- ・男性の休業の取得をより進めるため、現行の育児休業よりも柔軟で取得しやすい新たな仕組みをつくることについてどう考えるか。

※仮に新たな仕組みをつくるならば、以下の点をどう考えるか。

○ 対象期間、取得可能日数等

- ・対象期間は、子の出生後のどのくらいの期間が適当か。
- ・取得可能日数は、どのくらいの日数が適当か。

○ 権利義務の構成

- ・現行の育児休業の権利義務の構成（労働者の申出により取得できる権利）と変える必要があるか。

○ 要件・手続き

- ・申出期限は、対象期間や取得可能日数も踏まえ、どのくらいが適当か。
- ・より取得しやすい仕組みとする観点から、分割して取得できることとすることが適当か。分割を認める場合、取得回数は何回が適当か。
- ・より取得しやすい仕組みとする観点から、休業中の就労についてどう考えるか。

(2) 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対する個別周知及び環境整備

- 個別労働者への周知と職場環境の整備のあり方
 - ・ 個別労働者への周知や、休業を取得しやすい職場環境の整備をより促進していくためにどのような対応が考えられるか。

(3) 育児休業の分割取得

- 分割を認める場合、その要件及び回数
 - ・ より取得しやすい仕組みとする観点から、分割して取得できることとすることが適当か。分割を認める場合、取得回数は何回が適当か。

(4) 育児休業取得率の公表の促進等

- 公表の促進のあり方等
 - ・ 各企業の育児休業取得率の公表を促進するため、くるみん認定の枠組みの活用など、どのような対応が考えられるか。
 - ・ 併せて、認定基準の見直しについてどう考えるか。

2. その他

- 有期契約労働者の育児・介護休業取得促進について
 - ・ 有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件について、見直しが必要か。必要な場合、どのように見直すことが適当か。